## 自動細胞解析装置保守点検業務仕様書

京都市立病院における自動細胞解析装置の保守点検業務について,地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」,受託者を「乙」として,次のとおり必要な事項を定める。

### 1 対象機器

自動細胞解析装置(日本ベクトン・ディッキンソン社製)

BD FACSCanto II フローサイトメーター 一式

### 2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

# 3 契約期間

契約日から平成30年3月31日まで

### 4 契約条件

- (1) 乙は、契約期間中は常に機器を良好に使用できる状態を維持するため、定期点検を 年1回行うこと。
- (2) 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- (3) 乙は,点検実施予定表を平成27年 月末までに甲の経営企画課へ提出すること。 なお,実際の点検実施日時等については,病院の業務に支障のないよう甲乙協議の うえ,そのつど決定することとし,その内容は速やかに甲の経営企画課へ報告する こと。
- (4) 乙は,保守点検業務の終了後速やかに,乙の所定の様式により保守点検業務実施結果に関する報告書を甲の対象機器の管理者へ提出し,その内容についての確認を得た後に,完了届書を甲の経営企画課へ提出すること。
- (5) 乙は、故障等緊急時には、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (6) 乙は、業務上知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 本契約には、次の費用を含むものとする。

### ア 作業費

定期点検、オンコール点検及びソフトウェアのバグフィックスに係る技術作業料、出張料、宿泊費

- イ 部品代(ただし、オンコール点検時の部品代は別途算定) 定期点検における修理交換部品及び修理訪問後3箇月以内に同様の故障が生 じた場合の同一部品に係る代金
- (8) 委託料は,委託業務完了後,乙の請求により,一括して支払うものとする。

#### 5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。